

# ○国立大学法人埼玉大学入学資格審査要項

〔平成16年4月1日〕  
制 定

改正 平成16. 8. 12  
平成17. 10. 27  
平成22. 4. 1

(趣旨)

**第1** この要項は、国立大学法人埼玉大学学則第33条第8号の規定による大学入学資格に関する審査（以下「審査」という。）について必要なことを定める。

(申請手続)

**第2** 審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、別紙様式の埼玉大学入学資格申請書（以下「申請書」という。）を学長に提出するものとする。

2 申請書の提出期限は、次の各号による。

(1) 一般入試の受験希望者は、大学入学者選抜大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）の出願開始日の2ヶ月前まで

ただし、他大学の入学資格認定を受け「センター試験」を受験後、本学に入学を希望する者は、「センター試験」終了日後3日まで

(2) 帰国子女入試、中国引揚者等子女入試又は社会人入試の受験希望者は、「本学の入学者選抜」の出願開始日の2ヶ月前まで

(3) 私費外国人留学生入試の受験希望者は、日本留学試験（第2回）の出願開始日の2ヶ月前まで

(4) 審査に不合格となった場合に備えて「高等学校卒業程度認定試験」を受験する予定がある場合は、「高等学校卒業程度認定試験（第2回）」の出願開始日の2ヶ月前まで

(5) その他、本学受験に必要な試験等の出願開始日の2ヶ月前まで

(審査)

**第3** 入学資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、申請書の提出があったときは、申請書の締め切りの翌日から速やかに審査を開始しなければならない。

2 審査委員会は、申請書の不備又は申請書の客観性に疑義等がある場合は、期間を定めて当該申請の補正を求め、それが満たされないときは審査を拒否することができる。

**第4** 審査の方法は、申請書の審査により行う。

2 審査委員会が必要と認めたときは、面接その他の方法を併用し審査を行うものとする。

**第5** 審査の基準は、高等学校卒業程度認定試験（平成17年文部省令第1号）に規

定された科目を履修しているかどうかについて行う。

- 2 前項の科目は、その半数までは他の教科・科目の学習及び実務経験をもって代えることができる。

**第6** 審査委員会は、審査の結果を学長に報告するものとする。

(結果の通知)

**第7** 審査の結果、入学資格を認める場合は、学長は、申請者に対して埼玉大学の入学資格認定書を交付する。

- 2 入学資格を認めない場合は、学長は、申請者に対してその理由を付して認定しない旨を通知する。

(効力の喪失)

**第8** 申請者が、学習歴、実務経験等の修了見込みで申請した場合であって、その要件が満たされないときは、入学資格認定書はその効力を失う。

- 2 申請書に記載した事項と事実が相違していることが判明した場合には、学長は、本学が行う学力検査等の受験を許可しないことができる。また、入学後でも入学を取り消すことができる。

**第9** この要項に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成16. 8. 12)

この要項は、平成16年8月12日から施行する。

#### 附 則 (平成17. 10. 27)

この要項は、平成17年10月27日から施行する。

#### 附 則 (平成22. 4. 1)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。